

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・ 外来栄養食事指導料（注3）	・ ニコチン依存症管理料
・ 遠隔モニタリング加算（ペースメーカー指導管理料）	・ がん治療連携計画策定料
・ 糖尿病合併症管理料	・ 外来排尿自立指導料
・ がん性疼痛緩和指導管理料	・ 肝炎インターフェロン治療計画料
・ がん患者指導管理料イ	・ 薬剤管理指導料
・ がん患者指導管理料ロ	・ 地域連携診療計画加算
・ がん患者指導管理料ハ	・ 医療機器安全管理料1
・ がん患者指導管理料ニ	・ 医療機器安全管理料2
・ 外来緩和ケア管理料	・ 歯科治療時医療管理料
・ 移植後患者指導管理料（臓器移植後）	・ 禁煙治療補助システム指導管理加算
・ 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）	・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
・ 糖尿病透析予防指導管理料	・ 遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
・ 小児運動器疾患指導管理料	・ 在宅腫瘍治療電療療法指導管理料
・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料	・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）
・ 婦人科特定疾患治療管理料	・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
・ 腎代替療法指導管理料	・ 遺伝学的検査
・ 一般不妊治療管理料	・ 染色体検査の注2に規定する基準
・ 生殖補助医療管理料1	・ 骨髓微小残存病変測定
・ 二次性骨折予防継続管理料1	・ BRCA1/2遺伝子検査
・ 二次性骨折予防継続管理料3	・ がんゲノムプロファイリング検査
・ 外来放射線照射診療料	・ 先天性代謝異常症検査
・ 外来腫瘍化学療法診療料1	・ 抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）
・ 連携充実加算	・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	・ ポジトロン断層撮影

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・ 検体検査管理加算（ ）	・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
・ 検体検査管理加算（ ）	・ C T撮影及びM R I撮影
・ 国際標準検査管理加算	・ 冠動脈C T撮影加算
・ 遺伝カウンセリング加算	・ 血流予備量比コンピューター断層撮影
・ 遺伝性腫瘍カウンセリング加算	・ 外傷全身C T加算
・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・ 心臓M R I撮影加算
・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	・ 乳房M R I撮影加算
・ 胎児心エコー法	・ 頭部M R I撮影加算
・ ヘッドアップティルト試験	・ 全身M R I撮影加算
・ 皮下連続式グルコース測定	・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
・ 長期継続頭蓋内脳波検査	・ 外来化学療法加算 1
・ 脳波検査判断料 1	・ 無菌製剤処理料
・ 神経学的検査	・ 心大血管疾患リハビリテーション料（ ）
・ 補聴器適合検査	・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（ ）
・ 黄斑局所網膜電図	・ 運動器リハビリテーション料（ ）
・ 全視野精密網膜電図	・ 呼吸器リハビリテーション料（ ）
・ ロービジョン検査判断料	・ がん患者リハビリテーション料
・ コンタクトレンズ検査料 1	・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
・ 内服・点滴誘発試験	・ 認知療法・認知行動療法 1
・ センチネルリンパ節生検（片側）	・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
・ C T透視下気管支鏡検査加算	・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1
・ 画像診断管理加算 4	・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の時間外加算 1
・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の深夜加算 1	・ 椎間板内酵素注入療法
・ 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	・ 脳腫瘍覚醒下マッピング加算

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・多血小板血漿処置	・原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算
・硬膜外自家血注入	・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
・エタノールの局所注入（甲状腺）	・頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）
・エタノールの局所注入（副甲状腺）	・脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術
・人工腎臓	・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
・導入期加算 1	・癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算	・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	・舌下神経電気刺激装置植込術
・導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算	・角膜膜悪性腫瘍切除術
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算	・角膜移植術（内皮移植加算）
・難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法	・羊膜移植術
・移植後抗体関連連拒絶反応治療における血漿交換療法	・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
・手術用顕微鏡加算	・緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術））
・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	・緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
・皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	・網膜再建術
・皮膚移植術（死体）	・経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
・自家脂肪注入	・人工中耳植込術
・組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）	・植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
・骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	・耳管用補綴材挿入術
・骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）	・内視鏡下鼻・副鼻腔手術（型（拡大副鼻腔手術））及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）
・後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法	・経皮的下肢動脈形成術
・乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるもの）	・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）	・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）	・ 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
・ 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	・ 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	・ 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
・ 肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	・ 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
・ 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び膀胱瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	・ バルーン閉塞下逆行性経静脈の塞栓術
・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	・ 腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 胸腔鏡下弁形成術・弁置換術	・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
・ 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮の大動脈弁置換術）	・ 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
・ 経皮的僧帽弁クリップ術	・ 体外衝撃波胆石破碎術
・ 不整脈手術左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）	・ 腹腔鏡下肝切除術
・ 経皮的中隔心筋焼灼術	・ 腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術	・ 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
・ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術（リードレスベースメーカー）	・ 生体部分肝移植術
・ 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）	・ 体外衝撃波碎石破碎術
・ 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術	・ 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
・ 両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）	・ 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	・ 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 腹腔鏡下脾中央切除術	・ 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・ 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
・ 腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・ 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・内視鏡的小腸ポリープ切除術	・胎児胸腔・羊水腔シャント術
・腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・無心体双胎焼灼術（一連につき）
・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	・胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺
・腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	・体外式膜型人工肺管理料
・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術
・同種死体腎移植術	・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
・生体腎移植術	・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・輸血管理料
・人工尿道括約筋植込・置換術	・輸血適正使用加算
・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）	・自己生体組織接着剤作成術
・精巣内精子採取術	・同種クリオプレシビテート作製術
・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
・腹腔鏡下仙骨腔固定術	・歯根端切除手術の注3
・腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・レーザー機器加算
・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・麻酔管理料( )
・麻酔管理料( )	・前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
・放射線治療専任加算	・がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
・外来放射線治療加算	・慢性腎臓病透析予防指導管理料
・高エネルギー放射線治療	・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
・一回線量増加加算	・プログラム医療機器等指導管理料

## 届出施設基準（特掲診療料）

令和8年3月1日現在

・強度変調放射線治療（IMRT）	・経頸静脈の肝生検
・画像誘導放射線治療加算（IGRT）	・ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
・体外照射呼吸性移動対策加算	・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
・定位放射線治療	・骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
・定位放射線治療呼吸性移動対策加算	・緊急穿頭血腫除去術
・画像誘導密封小線源治療加算	・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
・保険医療機関間の連携による病理診断	・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・病理診断管理加算	・看護職員処遇改善評価料58
・悪性腫瘍病理組織標本加算	・外来・在宅ベースアップ評価料（ ）
・クラウン・ブリッジ維持管理料	・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（ ）
・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	・入院ベースアップ評価料64
・肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	・救急患者連携搬送料
・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	
・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	
・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	
・コーディネート体制充実加算	